

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会
 2017年10月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
 第397号 電話:03-3962-0131

FAX:03-3962-0133

(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/00432

今号のトピックス

- 1.環境管理 26号の発行
- 2.クール・ネット東京/板橋区による企業のための省エネ支援事業等の紹介
- 3.高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令
- 4.平成29年10月1日から廃棄物処理手数料が変わります
- 5.家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業

環境管理第26号の発行

板橋区環境戦略担当課は板橋環境管理研究会と協力し、区民や事業者の方々に向けて、環境に関する最新の状況、環境法令の動向及び環境マネジメントシステムの構築・維持支援に関する情報等をまとめた冊子「環境管理」を年に一回作成及び発行しております。

この度、最新号となる第26号が10月1日に発行されました。

1. 掲載内容

(1) 最近の環境の状況

- ①化学物質の使用量等の集計結果
- ②板橋区における公害苦情の状況及び事例
- ③地球温暖化の現状とその影響

(2) 法律・条例等の動向

- ①土壌汚染対策法
- ②パリ協定
- ③水俣条約
- ④環境関連法令等の動き

(3) 支援制度

- ①環境関連の事業所向け支援制度の紹介
- ②事業所用補助金活用事例

(4) 事業実績・案内・連絡

- ①平成29年度板橋環境管理研究会事業

2. 問合せ

板橋区 資源環境部 環境戦略担当課 環境政策グループ (区役所北館7階⑫窓口)
 電話:3579-2622

ホームページ

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

環境管理

第26号(旧公害情報 通巻72号/2017.10.01)

はじめに	
1	最近の環境の状況
1-1	化学物質の使用量等の集計結果 PRC1反応(平成27年度分・東京都環境確保条例(平成27年度分)による報告の概要
1-2	板橋区における公害苦情の状況及び事例
1-3	地球温暖化の現状とその影響
2	法律・条例等の動向
2-1	土壌汚染対策法
2-2	パリ協定
2-3	水俣条約
2-4	環境関連法令等の動き 最近の環境関連法律・条例の制定、改正の状況
3	支援制度
3-1	環境関連の事業所向け支援制度の紹介
3-2	事業所用補助金活用事例
4	事業実績・案内・連絡
4-1	平成29年度板橋環境管理研究会事業 板橋環境管理研究会事業の経緯と今後の予定
編集後記	

●板橋区資源環境部環境戦略担当課 ●板橋環境管理研究会

クール・ネット東京/板橋区による 企業のための省エネ支援事業等の紹介

製造業等の事業所向けに、都内2,000件以上の事業所へ省エネ診断を実施した実績を持つ、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）と板橋区が連携して、省エネ診断の事例紹介や、皆様からのご相談を伺って専門相談員が豊富な経験に基づき直接アドバイスをを行う『個別相談会』を【第21回いたばし産業見本市】の会場内で開催します。

費用は無料です。是非、お越しください。

【第21回 いたばし産業見本市 ～ 製造と加工技術展 ～】

- (1) 日 時:平成29年11月9日(木)10時～18時 / 10日(金)10時～17時
- (2) 会 場:板橋区立東板橋体育館(板橋区加賀1-10-5)
- (3) 主 催:いたばし産業見本市実行委員会
- (4) 開催規模(見込):出展者・団体数 約120社、来場者数 約2,500名

① 省エネルギー診断の事例紹介(プレゼンテーション)

《日 時》 11月9日(木) 午後

※開催時間は決定次第ホームページに掲載します。

<http://www.itabashi-iae.jp/>

《場 所》 会場内ミニステージ

② 個別相談会～専門員による個別相談会～

《相談員》 クール・ネット東京 技術専門員

《定 員》 各日10名(先着順)

③ 東京都・板橋区の支援事業のご紹介

※②③はいずれも

《日 時》 11月 9日(木) 10時～18時

11月10日(金) 10時～17時

《場 所》 会場内展示スペース

《問合せ》

板橋区 資源環境部 環境戦略担当課
環境政策グループ(区役所北館7階⑩窓口)

住所:板橋区板橋二丁目66番1号

電話:3579-2622

Eメール:s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

会場案内図



高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

最近の高圧ガスの保安に関する技術向上により、二酸化炭素冷媒を用いた冷凍設備を利用する際の事務手続きを緩和する本政令が公布された。本政令ではこの他にも、地方分権改革の推進に伴い、容器検査所の登録又は更新の事務を経済産業大臣から指定都市の長への権限移譲などが規定されている。本政令の主な改正内容は、以下の通りである。

1. 二酸化炭素(CO₂)冷媒に係る規制の簡素化

二酸化炭素冷媒に係る高圧ガス保安法の適用除外の範囲拡大

高圧ガス保安法(以下、法)による「高圧ガスの適用除外として政令で定めるもの」として、以下の見直しが行われた。(本政令第2条3項第4号関係)

改正前	改正後
令第2条(適用除外)第3項 一～三(略) 四 冷凍能力が3トン以上5トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン(不活性のものに限る。)	令第2条(適用除外)第3項 一～三(略) 四 冷凍能力が3トン以上5トン未満の冷凍設備内における高圧ガスである <u>二酸化炭素及びフルオロカーボン</u> (不活性のものに限る。)

2. 二酸化炭素冷媒に係る高圧ガス保安法の製造許可・届出の対象変更

製造事業者が、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならないガスの種類、政令で定める値(基準)が、以下の様に見直された。(本政令第4条関係)

ガスの種類		法第5条第1項(許可対象)第二号の政令で定める値	法第5条第2項(届出対象)第二号の政令で定める値
改正前	一 フルオロカーボン(不活性のものに限る。)	一日当たりの冷凍能力50トン以上	一日当たりの冷凍能力20トン以上
改正後	一 <u>二酸化炭素及びフルオロカーボン</u> (不活性のものに限る。)		

これに伴い、二酸化炭素冷媒を用いた業務用冷凍設備に関して、冷凍能力が20トン以上50トン未満のものは許可対象から届出対象に、20トン未満のものは届出不要になり、二酸化炭素冷媒の一層の普及が期待されることとなった。

平成29年10月1日から廃棄物処理手数料 が変わります

区では、区が収集する事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物)や家庭から排出される粗大ごみの処分について、適正な受益者負担という観点から廃棄物処理手数料を負担していただいていたのですが、現行手数料と廃棄物処理に必要な経費との間で差が生じています。

そこで、処理経費を適正に負担していただくため、平成29年10月1日から廃棄物処理手数料を改定します。

なお、動物死体処理手数料についても、現行手数料と動物死体処理に必要な経費との間が生じているため、合わせて改定します。

1. 事業系一般廃棄物処理手数料

○改定額

40.0円/キログラム(改定前手数料 36.5円/キログラム)

この金額は、事業系一般廃棄物の処理を委託している事業者が、一般廃棄物処理業の許可業者に支払う、契約の『上限単価』として適用されます。なお、この改定額は東京23区で統一的に設定されています。

○事業系有料ごみ処理券

事業系一般廃棄物処理手数料の改定に伴い、事業系有料ごみ処理券の料金は下表のとおりとなります。ごみ処理券のデザインも新しくなります。

事業系有料ごみ処理券料金表

券種	販売単位	平成29年9月 30日までの料金	平成29年10月 1日からの料金	差額 (1枚当たりの差額)
10リットル券	1セット10枚	690円	760円	70円 (7円)
20リットル券	1セット10枚	1,380円	1,520円	140円 (14円)
45リットル券	1セット10枚	3,100円	3,420円	320円 (32円)
70リットル券	1セット5枚	2,415円	2,660円	245円 (49円)

◆改定後の新しい事業系ごみ処理券について、平成29年10月1日からの販売となります。

◆改定前の事業系ごみ処理券については、平成29年9月30日をもって販売終了となりました。ただし、平成29年10月31日までに排出するごみに限り使用できます。11月1日以降は使用できません。

※お手元に残った平成29年9月30日までの券は、差額をお支払いいただくことで新券と交換できます。

受付開始日:平成29年10月2日

受付場所 :清掃リサイクル課 (区役所7階[11]窓口)
板橋東清掃事務所 (東坂下2-20-9)
板橋西清掃事務所 (徳丸1-16-1)

必要なもの:平成29年9月30日までの券(1枚単位で交換できます。)、差額金

注意事項:交換は同一券種間に限ります。
上記受付場所以外(コンビニ、スーパー、区民事務所等)では交換できません。

2. 粗大ごみ処理手数料(事業活動に伴い排出される粗大ごみは除く)

平成29年10月1日申込分から粗大ごみ処理料金を改定します。
なお、改定後も現行の粗大ごみ処理券(A券:200円、B券300円)は変更ありませんので、継続して使用いただけます。

○改定内容

平成29年9月30日までの単価 (改定前)		平成29年10月1日からの単価 (改定後)
300円の品目	⇒	400円
700円の品目	⇒	800円
1,000円の品目	⇒	1,200円
1,800円の品目	⇒	2,000円
2,500円の品目	⇒	2,800円

3. 動物死体処理手数料

○改定額

2,700円(平成29年9月30日までの手数料 2,600円)

※10月1日以降の申込分から改定額となります。

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業

東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)では、都内のエネルギー消費量の約3分の1を占める家庭部門の省エネルギー対策を一層推進するため、白熱電球2個以上を地域の家電店に持参するとLED電球1個を提供する事業を実施します。この事業により、多くの都民にLED電球の省エネ効果を実感していただき、更なる家庭の省エネムーブメントにつなげていくことを目指します。

ご家庭で使用中の白熱電球2個以上とLED電球1個を交換します。

東京都では、家庭の省エネルギー対策を推進するため、地域の家電店で、都民の皆様が持参した白熱電球2個以上とLED電球1個を交換するとともに、省エネアドバイスをを行う事業を行っています。

○平成29年7月10日より開始

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

問い合わせ:コールセンター :0570-066-700

携 帯 の 方 :03-6704-4299

受付時間 :9時~17時 (年末年始を除く)

○本事業により期待される効果

☆60ワットの白熱電球100万個がLED電球に換わることで・・・

- ・年間 約23.4億円の電気料金削減
- ・年間 約4.4万トンのCO₂削減効果
- ・省エネアドバイスによる省エネ意識の向上

○交付対象者

1. 都内に住所を有する18歳以上の都民の方
2. 本事業開始以来後、初めて電球を交換する方(電球の交換は一人につき1回までです)

○交換対象となる白熱電球の条件

1. 現在家庭で使用中的であるもの
2. 36W以上の消費電力があるもの
3. 口金サイズがE26であるもの(持参する白熱電球2個のうち、一つ以上該当で可)

○家電店で提供されるLED電球の規格

1. 口金のサイズがE26
2. 電球の形状がA型
3. 電球40W相当又は60W相当
4. 断熱材施工器具対応又は密閉形器具対応のもの(調光器対応のランプは対象外)

※詳細については、上記の問い合わせコールセンターにて、お問い合わせください。

東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階

ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/ecooother/LED-2/index.html>